

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に係る質問書に対する回答

令和 7 年 10 月 20 日

No.	質問内容	回答
1	新規開拓およびマッチングにおいて、営業手法に指定はございますでしょうか。	営業手法の指定はありませんが、市では既にダイレクトメールによる事業紹介を実施しております。そのため、同様の手法による提案は重複の可能性があることをご留意ください。採択にあたっては、評価基準に掲げるとおり、寄附見込企業に対する働きかけが効果的かつ実現性のあるものとなっているかを総合的に評価いたします。